

第29期第5回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録	
日時	平成26年6月9日(月) 18:30~20:00
開催場所	ワークピア横浜2階「おしどり・くじゃく」
出席委員	佐々木委員 戸塚委員 新保委員 辻委員 新井委員 佐野委員 納米委員 増田委員 米田委員 小坪委員 竹内委員 飯田委員 岩本委員
欠席委員	柏委員 山本委員 渡辺委員 松原委員 四方委員 長谷山委員
開催形態	公開(傍聴者0人・報道1人)
議題	<p>1 各部会からの報告</p> <p>(1) 保育部会</p> <p>(2) 児童部会</p> <p>(3) 障害児部会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案に対する意見書のとりまとめについて</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 平成25年度 被措置児童等虐待について</p> <p>(2) 平成25年度 児童虐待新規把握件数及び一時保護所入退所・立入調査等の状況について</p> <p>(3) 平成26年度4月1日現在の保育所待機児童数について</p> <p>(4) 「横浜市子供を虐待から守る条例」について</p> <p>(5) 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組について</p>
議事	<p>1 各部会からの報告</p> <p>保育部会、児童部会、障害児部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案に対する意見書のとりまとめについて</p> <p>事務局から資料に基づき説明</p> <p>○増田委員</p> <p>委員の方々と検討する中で、今の報告書の中に盛り込まれておりますが、横浜市が、今まで子どもの数が多い中でも、量の確保とともに質を担保することについて努力がなされてきました。</p> <p>そのことが今回、国で示します規定よりもより条件の中で継続していくことによって、横浜市のすべての市民の子どもたちの福祉、幸せがはかれるということで、委員会の中でも皆様方全員がそういう気持ちでありました。</p> <p>それに加えて、「はじめに」のところ書かれておりますが、そういった質の担保された保育を担う保育士の確保というものが、これは全国的に課題になっており、いろいろな課題があるとは思いますが、少しでもそうした質の高い保育を担う保育士の確保ができる条件整備ということに、横浜もこれからも努力を続けることが大事であるということが、恐らく委員会の皆様方の思いであったと思います。</p> <p>⇒児童福祉審議会として、案の通り承認。</p>

3 報告事項

(1) 平成25年度 被措置児童等虐待について

(2) 平成25年度 児童虐待新規把握件数及び一時保護所入退所・立入調査等の状況について

(1)、(2) まとめて事務局から資料に基づき報告

○増田委員

資料8の3の年齢別件数(資料43ページ)に書いてあります年齢別件数の中で、0～5歳の割合が4割近くを占めているという中で、この時期は年齢によって随分いろいろな発達の意味合いも違うかと思えます。0～2歳、3～5歳の年齢別の数値を教えてください。

○事務局

今手元に資料がございませんので、後ほどお知らせいたします。

○納米委員

警察からの通告でDVの目撃による通告がふえ、心理的虐待の件数が増加しているというご説明でしたが、これに対して何か対応の変化などはあるでしょうか。

○事務局

DV家庭で、DVが夫婦間だけではなくて子どもに暴力が及ぶ場合もありますし、あるいはDV家庭で育った子どもの思春期における精神障害の発症が多いという報告がありまして、他の身体的虐待やその他の虐待と同じように、丁寧な調査といったものが必要になります。

一方で、警察との連携は我々も強化しております。その結果になると思いますが、対応といたしましては他の虐待と同様に進めることになるということです。

○米田委員

虐待者が初めて実父が実母を超えたということなのですが、これまで虐待の背景には育児不安が、虐待という形にあらわれてしまうというものが一定数あったと思います。

今年度この実数が増えてきた背景には、先ほどのDVの件数の増加があるのか、また何か他の要因があるのか。現場で見えている背景で、何か感じていることがあれば伺いたい。

○事務局

人数自体は、実母の虐待件数も徐々に増えている傾向にあります。その意味で、育児不安という今までの傾向も一方であると思いますが、実父による虐待は概ねDVや夫婦げんかの数で説明できるようには思います。

ただ、実父の虐待につきましては、個人的な印象ですが、社会適応の不良といえましょうか、あるいは社会の中での父親の立場の悪さといったらいいでしょうか、そういったケースが目立つような気はいたします。

○米田委員

社会に様々な問題があると子どもにしわ寄せが出るということが、この数字で明らかになっている気がします。そういう意味では、子どもの支援は家族支援で捉えていかなければいけないということを改めてこの数字で思います。

○納米委員

DVと並んで夫婦げんかという言葉は適切ではないと思いますので、お使いになっていただきたくないと思います。

○岩本委員

表の平成25年度の相談・通告受理件数4209件と新規把握件数1159件、この関係はどういう意味か。4209件の相談・通告受理件数のうち、1159件が虐待と認識したという意味なのか、この差異を教えてください。

また、新規把握件数1159件は、その後はどのように把握されているのか教えてください。

○事務局

4209件という数は、警察あるいは近隣といったところからの通報を受理した件数です。

これは一たん終結した後に、もう一度通報とかというケースも入っておりますので、この4209件は延べ人数です。1159件というのは、その中で虐待であるということで児童相談所の中の受理会議で決定されたものの数です。4209件のうちの1159件、すなわち約4分の1が通報の中の虐待ということでは必ずしもありません。

○岩本委員

1159件が実数とのことですが、その実数の1159件のその後の対応などは把握されていますか。

○事務局

その後の対応につきましては、統計としての組み方をとっているということはないため、ここでご紹介できるものは手元にございません。

○事務局

補足させていただきますと、この中で約3割が一時保護、約1割が施設措置になっています。その他は、家庭

での引き続きの養育をサポートするという形で経過しております。

○飯田委員

先ほど警察からの通報が非常に増えていると説明がありました。平成25年度の虐待の数の増え方が何か、多くを占めているのが心理的虐待なのかどうかを教えてください。

また今、3割が一時保護で、1割が施設で、残り6割の子どもたちはどういう処遇なのか教えてください。

DVの家庭の中で家庭聴取をして、それでうまくいくとは私は思いません。DVは非常に根深い問題を持っていますので、先ほど委員がおっしゃったように、単純な夫婦げんかではないのです。そのいったところに子どもを戻すサポートはどうされているのかを教えてください。

○事務局

DV家庭で、頻度などにもよるとは思っています。DVと一緒にするつもりはございませんが、この中には夫婦げんかの結果、警察がそこに介入するというケースも含まれておりますし、実際にDVであるということが明らかになったときには、こちらとしても女性相談所と連携いたしまして、場合によっては別居という形であれば帰さないとか、そういった措置はとっております。ただ、DV家庭に対して、家族に対する治療的な介入というのはできていないという現状ではあります。

○飯田委員

DVから逃げる、例えば母子生活支援施設に入る場合や、他の場所に避難される場合など、そういうケースも多々あったと思います。この多くは多分DVだろうと思われる割合の中で、どのくらいまで深く対応されたのでしょうか。

○事務局

数として統計を出してはおりませんが、ここで心理的虐待が560件とありますが、母子生活支援施設あるいはシェルター等にお問い合わせするケースは、多分年間で数十件というレベルではあると思います。

○辻委員

年齢別で見ると、0歳～5歳のリスクが高いのですが、12歳以上、15歳以上は24.3%ということで、中高生が思う以上に多いと感じました。中学生の場合、経路別で学校から児童相談所に通告という中に、中学校も割合として多いでしょうか。また、児童本人からというところは、ほとんど中高生になるのか教えてください。

○事務局

中学校からの通報も、性虐待を含めて、かなり多いと思います。また、本人からは小学高年齢とかも含まれてはおります。必ずしも中高年齢ではなくても、例えば派出所に駆け込んだ子であるとか、そういった子もいたりしますので、小学生でも高学年になってくるとみずからというケースも出てまいります。

(3) 平成26年度4月1日現在の保育所待機児童数について
事務局より資料に基づき報告

○辻委員

民間の保育園の第三者評価を見たくてインターネットで調べました。横浜市では、民間の保育園では未受審というのがかなり多くて、今設置主体もご説明があって、いろいろな設置主体があるわけなのですが、横浜市の場合は第三者評価の受審というのは任意のものなのか、義務化されているものなのか、またインターネット上で必ず公表することが義務付けられているのか、教えてください。

○事務局

第三者評価については、平成25年度から義務化ということで、5年間の間に少なくとも1回受審することを義務づけております。その結果についてはインターネットで公表するという事も同時に行っています。

○辻委員

今未受審となっているのは、これから5年間の間に受審をするという理解でよろしいか。

○事務局

その通りです。

○米田委員

52ページでご報告いただいた、転入による1歳児の人口増なのですが、横浜市が待機児童ゼロと広く報道されたことで、横浜市に引っ越すと保育園に入れるのではないかと期待が出ています。一方、横浜市にずっとお住まいで子どもが生まれた方が、「0歳のうちは育休をとれるのだけど、育休をとっていると1歳で保育園に入れないという不安から、0歳のうちに入園するために、育休を早く切り上げて仕事をする」という声も時々聞かれます。

本当はもっと子どもといたいという気持ちがあっても、保育所に入れないことで、保育ニーズをどんどん増やしているという要素もあって、悩ましいところだと思います。やはり、1歳児の対応を厚くする必要があると、この結果で強く感じています。

○事務局

委員がおっしゃるとおり、1歳児の部分を厚くしなければいけないと我々も考えています。1歳だけではなく、0～2歳の低年齢児対策ということではご説明申しましたが、小規模保育事業あるいは年度限定型保育事業という新しい事業も始めていますので、それについて18区を含めて協議していきたいと思っています。

○増田委員

1歳児が増加していることに対して、先ほどの新設園への年度限定型保育事業、こういう努力が本当に重要だと思うのですが、1歳児は保育する側にとっても大変手をかけなければならないとても重要な時期で、どの時代もそうですが、特に1歳児はいろいろな意味で条件整備が必要だと思います。

様々な地域で、もちろん最低基準はぎりぎり守ってはいるものの、余りよくない状況の中で1歳児保育が行われている例が相当数あるのですが、この新規事業がどのような内容なのか、もう少し教えていただければと思います。

○事務局

新設園の4・5歳児室を上手に活用して実施していく事業になりますが、保育の実施につきましては、きちんと最低基準は遵守する形で実施しております。スペースも4・5歳児室も使いながら、時にはもともといる1歳児のお子さんと一緒に合同で保育をしながら実施しております。

○米田委員

50ページでご報告いただいている保育コンシェルジュのことなのですが、保留児童の多い6区に追加配置したとのことですが、保育コンシェルジュの担い手をどのように募集しているのか、また、保育や子育て支援の経験を持った方が担っているのか、教えていただきたい。

○事務局

それぞれの区で募集していますが、資格は特に求めていませんので、意欲を中心に採用してございます。

○米田委員

保育の希望と実際のマッチングだけに終わらない相談スキルが求められるのではないかと思います。相談対応のスキルアップの研修なども、考えていただけたらと思っています。

○事務局

現在、採用したときにこども青少年局のほうで大体3日間、いろいろな基本的なスキルについて説明させていただいております。その後は区役所によっていろいろとやり方が違いますので、区役所のほうで研修を積むという方法をとっています。

○米田委員

3日間のスキル研修なのですが、その内容は制度理解に関することや、相談対応のスキルアップなのか、教えていただきたい。

○事務局

3日間という日にちになりますので、制度の中身が中心になります。区役所のほうに戻りまして、実践の中でスキルアップしていくという形になっています。

○事務局

補足させていただきますと、保育コンシェルジュは、もちろん保育以外の相談も窓口で受けることもございます。あるいは入り口は保育の話でも、よくよく伺ってみるともう少し深い家庭の課題があることが分かる場合もあります。保育コンシェルジュはこども家庭支援課に所属しておりますので、そのような場合には当然、保健師やケースワーカーなどにきちんとそれを引き継ぐというバックアップ体制は区のほうでつくってございます。そういった人材につないでいくという仕事は必要ですので、その部分のスキルアップは図っていききたいと思います。

○増田委員

保育コンシェルジュの配置については、全国的に見ても、横浜が大変先駆的な取り組みをしているということで評価されていると思います。意欲はもちろん大事ですが、その前に基本的な資格・要件があつての意欲、このあたりをもう少しこれから明確にさせていただきまして、この制度が本当に横浜から全国的に広がっていくことを期待しております。そういう意味でも、しっかりとしたルールも含めて、研修も含めて体制をだんだんと整えていただければと思います。

○飯田委員

48ページの、入所要件が低いHランク（保護者が就労しておらず求職中）という方が45%、これは数自体が

少ないこともあるかもしれませんが、雇用証明書がないと保育園に入れないという人たちがいます。また、それと今、子どもの貧困ということが非常に言われていますが、働かない人たちで入れないという矛盾の中に置かれている人がこのHランクの中にいるのかなと想像されるところがあります。今後、法改正があるので、こういった対象を要件が低いということではなくて、虐待予防を含めて要件を高めてあげるといった方向は考えているか教えていただきたい。

○事務局

一律にできるというのは難しいとは思いますが、その意味ではコンシェルジュがアフターフォローを含めてご家庭の状況もきちんと伺うようにはしておりますので、その中でもし虐待等の要件があれば、福祉的措置を含めて対応する形にはしております。いずれにしても個々の状況をきちんと把握しながら対応させていただきたいと思います。

(4)「横浜市子供を虐待から守る条例」について

事務局より資料に基づき報告

○納米委員

この条例は、特に罰則規定があるようなものではないのという理解でよいでしょうか。また、今の第12条の妊娠期からのということなのですが、「自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない」という点というのは、中絶との絡みで、もしやむを得ない事情で中絶を選択する場合には、これに反することになるように読めてしまうのですが、解釈を教えていただきたい。

○事務局

妊娠期からの記載を入れた理由をいろいろと伺っている中では、提案の中で、例えば妊娠の届け出が非常に遅くなることや、飛び込み出産などが続いておりますので、そういったところを早目に把握しながら支援していくことを主眼にしたいということです。

罰則については、この条例の中では、全体にいろいろな方々に意識を持っていただくことなどに重点を置きたいということで定められている条例です。

○米田委員

資料10の61ページの条例本文に、(保護者の責務)というものがあるのですが、多くは虐待する親に守ってもらいたいというものが規定されていますが、4番目の項の内容を、さまざまな状況で子育てしている親を想像したときに、これが責務になるというのは少し厳しいと感じます。

例えば保護者自身が精神疾患を患っているケースや、シングルマザーでダブルワーク、トリプルワークをしているケースの中で、積極的に自ら子育て支援事業を利用するか、地域活動に参加するのは難しいケースが中にはあるかと思えます。

逆にそういったことが難しいからこそ非常に孤立して追い詰まっていることもあり、これを保護者の責務と言ってしまうのか。社会の側が親に対して、どうやってケアをしていくのかというまなざしを持つことがとても重要だと思っています。

もちろん虐待している親の中にはみずから子どもを所有物のように考えてしまっていて、こういう支援を閉ざしていくケースもあるにはあるのですが、この条例の中に責務と規定されることにとってもやるせない思いをします。

今後具体的な施策になっていくときに、この項目が余りひとり歩きしていくことがないように本当に願っております。

○事務局

地域の側にも、孤立しないように保護者を見守るよという責務もあり、希望としても、保護者もなるべく相談とか、周りに助けを求めてほしいということです。

責務という形になっておりますが、保護者の方々もそういう気持ちを持ってもらいたいということが、保護者だけではないのですが、いろいろなところでそういった気持ちを持ってもらいたいということで散りばめているということを、提案理由の中ではおっしゃっていらっしやいました。

(5) 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組について

事務局より資料に基づき報告

○辻委員

この取り組みは過去にさかのぼって調査することも含まれるのですか。例えば乳幼児健診受診の子どもがいる家庭で健診していないとか、何年かさかのぼってそれを調査していくということが教えていただきたい。

○事務局

	<p>乳幼児健康診査については、このプロジェクトが始まる以前から既に未受診者の家庭には電話するなど、電話連絡がとれない家庭には実際に家庭訪問などをして、支援が必要な状況はないかということを経前から進めておりました。</p> <p>今回のプロジェクトは乳幼児健診だけではなく、学齢期までの子どもに関する部署がお互いに連携をとり合って対応するという協力をいたしましたので、これまでの乳幼児健診については既に実施してきております。</p> <p>○辻委員 今までの中では不明はないということなのですか。また、今までそうやって不明なものについてはきちんと関わってきたという理解でよろしいですか。</p> <p>○事務局 これまでは未受診の方につきましては受診勧奨してフォローするというで参りましたので、居所不明児として家庭訪問しているかいないかというのは調査するという観点と違っていましたので、居所不明児のことは異なるのですが、未受診を勧奨すると、ぜひ来てくださいということをお奨めする目的でやってきております。徹底して調査するという取り組みについては、今回さらに正確にとやるということでは、この取り組みを今年の4月から戸籍課等々の情報もあわせてやるということで取り組み始めているところです。これまでも未受診者をフォローして調査を行ってきて、決して不明者がゼロというわけではありません。海外へ出た方もいますので、入国管理局に調査を依頼することなど、様々な調査をしながら把握しているところです。このような取り組みを具体的に、この4月からさらに取り組んでいるところです。</p> <p>○新井委員 子どもの状況把握がさまざまな形で整備されていくと、これまで表に出てこなかった家庭の児童虐待や、あるいはDVとかの件数がふえていこうと想定されます。その場合に、児童相談所の業務量が、現在においても非常に過多で行き届かないことが課題になっているのですが、今後こういう形で整備されていく上で、児童相談所の果たす役割がさらに大きくなっていく場合のそちらの整備の体制についてどのように考えるか教えてください。</p> <p>○事務局 今、横浜市全体の体制として、児童相談所と区役所の、具体的にはこども家庭支援課が通告を受理する機関となっております。この2つを含めてこれまでも体制整備を図ってきたところですが、今後もよく業務量や自治体の育成とかも含めて体制の強化を図っていきます。</p> <p>(6) その他 配付資料について事務局から配付資料に基づき説明</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3～5 部会報告書（保育部会、児童部会、障害児部会） 6 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案に対する意見（案） 7 平成25年度 被措置児童等虐待について（報告） 8 平成25年度横浜市児童相談所における児童虐待の対応状況及び平成25年度横浜市児童相談所の一時保護所入退所・立入調査等の状況について 9 平成26年4月1日現在の保育所待機児童数について 10 議員提案による「横浜市子供を虐待から守る条例」について 11 乳幼児期から学齢期の居所不明児の把握のための取組について
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 リーフレット「はじまるよ！子ども・子育て支援新制度」 2 チラシ「『横浜市子ども・子育て支援事業計画』（仮称）の策定に向けた市民意見交換会を開催します」 3 チラシ「子ども・子育て支援新制度 利用者説明会を開催します！」
特記事項	<p>新規虐待把握件数（年齢別内訳）の後日回答資料を別添</p>

別添

新規虐待把握件数(年齢別内訳)

年齢	人数	年齢	人数
0歳	56人	9歳	80人
1歳	68人	10歳	73人
2歳	81人	11歳	72人
3歳	85人	12歳	69人
4歳	64人	13歳	56人
5歳	82人	14歳	58人
6歳	85人	15歳	40人
7歳	67人	16歳	34人
8歳	65人	17歳	24人
		合計	1,159人